

営業施設基準 ～集乳業～

営業ごとの基準

必要設備等	基準
生乳貯蔵設備等	生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。
冷却冷蔵設備	生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。

※ 本営業に共通基準は適用されません。